電気契約種別定義書

ハッピーS・バリューM・ワンダフル L

九州電力エリア【低圧】

2026 年 12 月 1 日実施

株式会社コーアガス日本

目次

1　適用 2
2　実施期日 2
3　本定義書の変更 2
4　定義 2
5　単位および端数処理 2
6　電灯需要 2
7　その他 7
附則 8
別表 10

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，株式会社コーアガス日本（以下「取次店」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし，電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島には適用いたしません。

九州電力送配電株式会社の供給区域	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 12 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 取次店は，本定義書を変更する場合には，供給約款２（本約款等の変更）に準じます。

(2) 取次店は，本定義書を廃止することがあります。この場合，取次店はあらかじめ一定期間，廃止のお知らせおよび廃止日を取次店ホームページに掲示します。

(3) 本定義書の廃止にともない，取次店がお客さまに対し，供給条件の説明，契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は，供給約款２（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4　定義

供給約款３（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款４（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) ハッピーS

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 10 アンペア以上であり，かつ 60 アンペア以下であること

(ﾛ) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし，1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ﾊ) 取次店が特に認めた場合は(ｲ)以外の契約電流についてもハッピーSを適用することがあります。

ニ　料金

料金は，基本料金，電力量料金， 別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30アンペア	1,259円64銭
契約電流40アンペア	1,679円52銭
契約電流50アンペア	2,099円40銭
契約電流60アンペア	2,519円28銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 19 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 44 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 75 銭

(ﾊ) ハ(ハ)で取次店が特に認めた場合の基本料金および電力量料金は別途お渡しする料金表に定めるところによります。

ホ セット割引

(ｲ) 電気供給契約及び契約種別に付加して提供するセット割引に関する詳細事項はセット割引条件定義書に定めます。

(ﾛ) セット割引条件定義書では適用条件，割引内容，その他の事項を定めます。

ヘ その他

電流制限器等を無断で取り外す等により，電灯または小型機器を使用することは不正利用となり，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(2) バリューM

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 10 アンペア以上であり，かつ 60 アンペア以下であること

(ﾛ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ﾊ) 取次店が特に認めた場合は(イ)以外の契約電流についてもバリューM を適用することがあります。

ニ　料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,259 円 64 銭
契約電流 40 アンペア	1,679 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,099 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	2,519 円 28 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 300 キロワット時までの１キロワット時につき	21 円 34 銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	25 円 18 銭

(ﾊ) ハ(ハ)で取次店が特に認めた場合の基本料金および電力量料金は別途お渡しする料金表に定めるところによります。

ホ セット割引

(ｲ) 電気供給契約及び契約種別に付加して提供するセット割引に関する詳細事項はセット割引条件定義書に定めます。

(ﾛ) セット割引条件定義書では適用条件，割引内容，その他の事項を定めます。

ヘ その他

電流制限器等を無断で取り外す等により，電灯または小型機器を使用することは不正利用となり，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(3) ワンダフル L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 10 アンペア以上であり，かつ 60 アンペア以下であること

(ﾛ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約電流

(ｲ) 契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ﾊ) 取次店が特に認めた場合は(ｲ)以外の契約電流についてもワンダフル L を適用することがあります。

ニ　料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,259 円 64 銭
契約電流 40 アンペア	1,679 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,099 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	2,519 円 28 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 600 キロワット時までの１キロワット時につき	23 円 25 銭
600 キロワット時をこえる１キロワット時につき	24 円 24 銭

(ﾊ) ハ(ハ)で取次店が特に認めた場合の基本料金および電力量料金は別途お渡しする料金表に定めるところによります。

ホ セット割引

(ﾊ) 電気供給契約及び契約種別に付加して提供するセット割引に関する詳細事項はセット割引条件定義書に定めます。

(ﾆ) セット割引条件定義書では適用条件，割引内容，その他の事項を定めます。

ヘ その他

電流制限器等を無断で取り外す等により，電灯または小型機器を使用することは不正利用となり，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7　その他

(1) 取次店は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，取次店ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 11 月 30 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 12 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電灯需要）(1), (2), (3)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

ハッピーS

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	893 円 64 銭
契約電流 40 アンペア	1,191 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	1,489 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	1,787 円 28 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 26 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 51 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 82 銭

バリューM

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	893 円 64 銭
契約電流 40 アンペア	1,191 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	1,489 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	1,787 円 28 銭

(2) 電力量料金

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 41 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 25 銭

ワンダフル L

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	893 円 64 銭

契約電流 40 アンペア	1,191 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	1,489 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	1,787 円 28 銭

(2) 電力量料金

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 32 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 31 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ 燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整項} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾆ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料

価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，取次店が負担する次の費用を踏まえて，取次店が定める値といたします。

イ　電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ハ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

取次店は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，取次店ホームページに掲載いたします。